

平成27年度外務省調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日
外務省

| 調達改善計画に記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|---|---|------------------|---|---|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の達成状況(※) | | |
| 3. 重点的に調達改善に取り組む分野 随意契約の見直し ○これまで、内部監査等において競争性のない随意契約を見直してきたが、引き続き、見直し ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保 ○契約監視委員会における事後検証 | | 「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)」に基づき、「競争性のない随意契約」に係る契約の公表を行った。 また、今般の「調達改善計画」に伴う随意契約見直しの観点から、平成25年、26年度にわたり随意契約となっている案件の洗い出しを行い、可能な案件については競争入札に移行した。 | 実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行うなどの結果、競争性のある契約を推進(平成26年度比で約6.8%増)した。 また、「在外公館向け規格食器」(5品目)について、一般競争入札を実施し、調達の透明性と競争性を確保し、効率化が図られるとともに、「公共調達の適正化について」に基づく公表において、引き続き、随意契約による透明性の確保の確認が行われた。 | A | 契約の性質が案件ごとに異なることから、一律的な見直しの観点を設けることは困難であり、案件の性質に応じた取組を行っていく必要がある。 | 引き続き、「調達改善計画」に基づく公表により、実態の把握に続き、実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行っている。 随意契約については引き続き、その透明性の確保、性質に応じた取り組みを行っていくとともに、調達方式の改善が可能と認められた案件については随時それを実行していく。 |
| 4. 継続的な取組等 (1) 一者応札の改善 ○これまで、単年度ごとに一者応札案件を対象に事業者ヒアリング等により改善を図ってきたが、さらに複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約についても、引き続き見直し ○契約監視委員会における事後検証 | | これまで、単年度毎に一者応札で受注している案件を対象に、事業者ヒアリング等により要因を分析し、資格要件を緩和する等の改善を実施するとともに、複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件についても同様の分析・改善を実施。 | 「調達改善計画」の策定により行った一者応札見直しの取組により、資格要件の緩和、事業者の細分化を図り、競争性の確保が図られた結果、平成27年度に契約した単年度毎に一者応札で受注している案件のうち5件、複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件のうち3件において複数者の応札が確保された。 | B | 引き続き一者応札である案件については、事業内容の特殊・専門性が非常に高く、市場規模が狭いことから、右結果は直ちに改善できない面はある。他方、今般、一者応札から改善出来た案件を見ると、資格要件の緩和、事業者の細分化などの取組により改善が図られたことから、今後においても、一者応札へと固定化しないように、当初から十分な公告期間の確保、仕様書の具体化などを図ることが肝要。 | 引き続き、一者応札の改善を実施する。 また、取り組みの公表を行い、今後の契約案件については、課題をも踏まえて改善を図り、引き続き競争性の確保に努めている。 |
| (2) 汎用的な物品、役務 ○競争性の向上 ○規模の経済性を活用 ○契約監視委員会における事後検証 | | 個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施している。 | a) 仕様の見直し 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率化を踏まえ、電子版を導入する等の仕様の見直しを推進した結果、新聞送料(平成26年度比で約7%、約2百万円)が削減された。 b) 共同調達の活用 当省は、財務省・農林水産省・経済産業省とグループを形成し、以下の9品目の共同調達を実施した。 また、平成27年度から自動車揮発油等の共同調達を新規実施。 (実施品目) ①事務用消耗品 ②紙類(コピー用紙を除く) ③OA機器用消耗品 ④清掃用消耗品 ⑤災害備蓄品 ⑥トイレトペーパー ⑦蛍光灯 ⑧自動車揮発油等 ⑨配送 ⑩クリーニング また、地方支分部局である大阪分室においては、同一合同庁舎に入居する官署とコピー用紙の共同調達を実施し、沖縄事務所においては、近隣官署と事務用消耗品及びコピー用紙の共同調達を実施した。 | A | 納入場数による経費削減を実施するためには、追加的に生じる調達品の職員による仕分け作業の効率化を図ることが課題となっている。 | 引き続き、庁費類の調達改善を推進していく。 引き続き、品目の拡大等の検討を行っている。 全ての地方支分部局で共同調達を導入されたが、引き続き、必要な検討を行っている。 |
| (3) システム関係経費 ○競争性のない随意契約を見直し ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保 ○競争性の向上 ○契約監視委員会における事後検証 | | CIO補佐官の調達プロセスへの関与については、従来からの会計課決裁の前段階での仕様書の内容、単価、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業開始に際し、ヒアリングが実施されている他、調達改善計画を踏まえ、調達計画の企画、随意契約の相手方との事前の打ち合わせへの参加等を実施した。 | a) 国庫債務負担行為の活用 国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施するべく検討を継続した結果、年度毎に契約していた「文書作成編集システム(ハードウェア、アプリケーション)」、「領事業務情報システム(遠隔地データ保管サービス開始に伴う統合プラットフォーム改修)」及び「ソフトウェア等の賃貸借保守」について、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施した。 b) 調達事務の効率化 入札公告等の調達事務において、より一層の業務効率化に資するため、電子調達システム及び物品管理システムを導入し、従来の省内システムからの段階的な移行を実施し、更なる効率化を図っている。 c) 発注単位の見直し 業務発生の都度契約していた「海外出張者用Wi-Fiルーターの借り上げ」について、契約を案件単位から局課単位とすることにより業務効率化を実施した。 | B | 契約の性質が案件ごとに異なるため、一律的な見直しの観点を設けることが困難である。 | 引き続き、システム関係経費の調達改善を推進していく。 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|--|---|------------------|---|---|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の達成状況(※) | | |
| 5. その他の取組 (1) 調達改善環境の醸成 ○外部コンサルタントの活用 ○調達手続きに関する習熟 ○調達等の専門家養成 ○人事評価制度の有効活用 | | a) 人事評価制度の有効活用 人事評価制度に基づく評価が予定どおりに実施されている。 | 業務合理化やコスト意識向上に資する業務目標を立てられる基盤整備がなされている。 | B | — | 引き続き、担当部局との間で適切な実施がなされるよう必要な調整を進めていく。 |
| | | b) 調達等の専門家養成 ①研修の強化等 引き続き、10月16日開催の省内向け会計関係研修において、講義内容として「調達の改善に関する取組」を実施した。 また、電子調達システム及び物品管理システムの導入に伴う研修を9月に実施した。 | 研修の強化により、職員の業務合理化やコスト意識の向上を図る。 | B | — | 引き続き、研修の強化に努める。 |
| | | ②マニュアル等の作成 電子調達システム及び物品管理システムの導入に伴い、9月に内部マニュアルを作成した。 | 契約手続き及び物品調達業務の関係書類を標準化すること等により、契約担当者等の事務の効率化を図った。 | A | — | 引き続き、マニュアルの拡充に努める。 また、引き続き入札手続き関係書類の整備を行い、契約担当者等における事務効率の向上に取り組んでいく。 |
| (2) 調達情報の公開 ○契約情報の公表、調達に係る仕様書を電子調達システムで公開し、事業者の利便性及び新規参入を促進。 | | 外務省HPIにおいて、契約情報に係る公表等を行ったほか、調達に係る仕様書、契約書等を公開した。 また、一般競争入札等に係る仕様書、契約書等については、電子調達システムでの公開に順次移行中。 | 契約情報、仕様書等を公表することで透明性を図ったほか、一般競争入札等における新規参入を促した。 | A | — | 引き続き、各種取り組み等を公表することで透明性を図る。 |
| 6. 推進体制 (1) 外務省調達改善推進チーム ○調達改善を推進する担当チームとして、官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施。 | | 契約監視委員会の開催にあわせてチーム会合を開催した。 | 4月17日会合において、第29回契約監視委員会の議題として、「平成27年度調達改善計画」の説明を行うことを確認した。 7月6日会合において、第30回契約監視委員会の議題として、「平成26年度年間自己評価結果」の報告を行うことを確認した。 9月25日会合において、第31回契約監視委員会の議題として、重点的に調達改善に取り組む分野等の審査、意見徴収を行うことを確認した。 12月9日会合 第32回契約監視委員会の議題として、「平成27年度上半期自己評価結果」の報告を行うことを確認。 4月13日会合 第33回契約監視委員会の議題として、「平成28年度調達改善計画」の説明を行うことを確認した。 6月15日会合において、第34回契約監視委員会の議題として、「平成27年度年間自己評価結果」の報告を行うことを確認した。 | A | — | 引き続き、調達改善推進チームにより、調達改善に関する取組を推進していく。 |
| (2) 外部有識者の活用(外務省契約監視委員会) ○外部有識者(大学教授2名、弁護士2名、公認会計士1名)より、民間における取組など第三者的な視点から意見を聴取。 | | 第29回契約監視委員会(4月22日)において、「平成27年度調達改善計画」は、「平成26年度外務省調達改善計画」右「上半期自己評価結果」等を踏まえて策定する旨を委員(外部有識者)に説明、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第30回契約監視委員会(7月10日)において、「平成26年度年間自己評価結果」を委員に説明、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第31回契約監視委員会(9月30日)において、重点的に調達改善に取り組む分野である「システム関係経費」等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第32回会合(12月14日)において「平成27年度上半期自己評価結果」を委員に報告、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第33回会合(4月18日)「平成28年度調達改善計画」を委員に説明、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第34回契約監視委員会(6月20日)において、「平成27年度年間自己評価結果」を委員に説明、また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 | 「調達改善計画」の説明 報告を受けて、各委員との契約監視委員会の取り組みにつき、改めてその醸成が図られたとともに、審議においては従来の審議観点に加え、「調達改善計画」の策定に伴い、重点的に調達改善に取り組む分野等にわたり幅広いものとなった。 | A | — | 調達の改善に関する取り組み状況等に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、委員の知見等を踏まえ、調達の改善を推進していく。 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|---|---|------------------|--|-----------------------------|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の達成状況(※) | | |
| (3) 内部監査の活用 ○調達改善計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進。 | | 「調達改善計画」に対する自己評価の進捗把握のために関係者でヒアリングを実施した。 また、調達における適正な事務手続きの確保等の一環として、国庫債務負担行為の事務手続きの見直しを完了しマニュアル(基本事項)を整備するとともに、右に引き続き、随意契約における書面監査を実施するとともに、大阪分室及び沖縄事務所に係る事務の実地監査を実施した。 | 右一連の取り組みにより、「調達改善計画」の進捗状況の共有を図るとともに、改めて会計事務担当者における会計法令等遵守、適正への再確認が図られた。 | B | 調達手法の多様化(共同調達、カード決済等)による内部監査手法・体制の充実・強化を図る必要性。 | 引き続き、内部監査を活用し、調達の改善を推進していく。 |
| 5. その他 (1) 取組状況等の公表 ○計画に関する取組状況等については、外務省HPにおいて公表する。 | | 「調達改善計画」及び「契約監視委員会」の取り組み内容をHPにおいて公表した。 | 外務省HPにおいて、各種取組を公表することで、透明性を確保した。 | A | — | 引き続き、各種取り組みを公表することで透明性を図る。 |

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

| 実施した取組内容 | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の対応 |
|--------------------------------------|---|--|------------------------|
| ○カード決済 本省庁舎内の水道料金の徴収について、カード決済を導入 | 食堂運営業者、売店等からの現金の徴収・取りまとめ及び銀行へ直接出向いての支払手続きが省略できた。 | — | 引き続き、カード決済を実施する。 |
| ○旅費の効率化 バック利用を推進 | 出張形態を勘案しつつ、バック商品の利用ができるものについては右を利用することとした。 | バック商品はフライト変更不可等の制約があるため、それらを勘案して当該出張に活用できるか判断し利用する必要がある。 | 引き続き、バック利用を推進する。 |
| ○国庫債務負担行為 複数年度契約の活用 | 上半期において、複数年度にわたって事務・事業を実施することが合理性が認められる事務機器借入等34件に活用した。 | — | 引き続き、国庫債務負担行為の活用を推進する。 |

- (※)
- A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
 - B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
 - C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
 (定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中里 実・教授(東京大学大学院法学政治学研究所)】 意見聴取日【平成28年6月20日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|--|--|
| ○過去数年にわたり外務省が締結した契約の経緯や妥当性について、公正中立の立場から審査し、意見具申を行っているところ、各種意見を反映させて適正な公共調達に努めて行くべき。 | ○引き続き案件毎に調達方式を精査し、事業の目的や実施内容にあわせた適切な契約を締結することに努めて参りたい。 |

外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授(東京大学大学院法学政治学研究所)】 意見聴取日【平成28年6月20日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|---|---|
| ○霞ヶ関の官庁で進めている共同調達については、現在、引き続き推進しているところと承知しているが、ガス等についても、より競争性、経済性、事務効率等を高めるべき。 | ○ガスについては、年間使用料の多い官公庁が当省の契約する事業者以外の事業者と契約している事例は承知しているところ、当省の使用量では現時点では他事業者が参入してこないのが実情であるが、今後、ガス供給の自由化にあわせて一般競争の実施等を検討して行く。 ○共同調達の推進については、現在、地方部局を含めてその推進を図っているところであり、本省における共同調達の可能性についても引き続き検討を進めて参りたい。 |

外部有識者の氏名・役職【三笥 裕・弁護士(長島・大野・常松法律事務所)】 意見聴取日【平成28年6月20日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|--|---|
| ○3月など年度末に実施される入札について、入札不調等により再度入札となった場合、再度公告等の期間等を考慮すると、新年度当初からの契約締結、事業実施が困難となることから、そのような虞のある事案については、より早い時期から調達事務に着手すべき。 | ○年度末に実施される入札事案、特に政府調達案件を中心とした公告期間の長い事案について、新年度予算の状況を考慮しつつ、可能な範囲で事務的な準備を前広に進めるなど、より早期の調達事務の着手に努めて参りたい。 |

外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士(宮本公認会計士事務所)】 意見聴取日【平成28年6月20日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|--|--|
| ○一者応札、一者応募となった事案については、現在もその要因の調査を行っているところ、今後とも調査・分析を進めるとともに、対応策を検討すべき。 | ○一者応札、一者応募となった事案については事業者へのヒアリングを実施するなど、その要因の把握に努めているところであるが、引き続き要因分析を進めるとともに、効果的な対応策を検討して参りたい。 |

外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士(二重橋法律事務所)】 意見聴取日【平成28年6月20日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|--|---|
| ○一者応札となっている事案については、実施可能な事業者の調査を進めるとともに、入札参加事業者の増加に向けてより積極的な情報提供・打診・誘因等を行うべき。 | ○一者応札となっている事案については、引き続き公告期間の長期化、適切な履行期間の確保、仕様の具体化等、所要の措置を実施するとともに、効果的な対応策を検討して参りたい。 |